

指定居宅介護支援事業所 管理者 各位

中央区福祉保健部介護保険課長  
佐野 浩美

### 軽度者に対する福祉用具(対象外種目)の取り扱いについて

福祉用具貸与において、軽度者とよばれる要支援1・2及び要介護1の方は、その状態像から見て下記の福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として保険給付の対象となりません。しかし、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

そこで、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャーもしくはおとしより相談センターの担当者が、利用者の状態及び福祉用具の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

「軽度者に対する福祉用具貸与承認依頼書」を記入する際は、別紙、「軽度者の福祉用具貸与のチャート図」の内容をよく確認し、必要書類を添えて、介護保険課事業者支援給付係まで提出してください。

#### 対象となる福祉用具貸与の種目

1. 車いす及び車いす付属品
2. 特殊寝台及び特殊寝台付属品
3. 床ずれ防止用具及び体位変換機
4. 認知症老人徘徊感知器
5. 移動用リフト
6. 自動排泄処理装置 ※要介護3以下の者が確認対象  
(尿のみ自動的に吸引できるものは、軽度者のかた(要支援1・2及び要介護1)も利用できます。)

#### 1. 車いす及び車いす付属品と5. 移動用リフト

要介護認定等の訪問調査の「基本調査の結果」を用いて要否を判断します。基本調査項目の結果が該当しないものについては、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員を含むサービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断します。この場合「軽度者に対する福祉用具貸与承認依頼書」の提出は必要ありません。

問い合わせ先

中央区福祉保険部介護保険課事業者支援給付係

担当：濱

電話：03-3546-5377